平成２４年（フ）第１１５号
静岡市葵区三番町８番地の７
破産者　大石　昭二
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６０号
滋賀県彦根市野田山町736番地６
破産者　石田　君美
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９８８号
大阪府羽曳野市誉田６丁目２番８号、前住所大阪府藤井寺市小山９丁目18番３号
破産者　祐輝建設こと　山本　祐輝
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６２０号
堺市南区晴美台４丁１番10―1407号
破産者　喜田川清美
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６３７号
大阪府羽曳野市野々上５丁目８番７号、前住所大阪府東大阪市足代新町19番６号　シティハイツ井上506号
破産者　桑原　伸一
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
堺市西区山田１丁２番地５、前住所堺市西区山田１丁1162番地８
破産者　井原美彌子
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
愛媛県今治市伯方町木浦甲3396番地４
破産者　山岡　義男
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第３５３号
福岡県久留米市上津町2192番地585
破産者　あなみ企画こと　穴見　一成
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４０６号
福岡県久留米市小森野２丁目９番12―503号、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4196番地14
破産者　岩橋　直幸
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４０７号
福岡県久留米市山川町1265番地２　サファイアンエレガンスＡ棟201号、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4196番地14
破産者　松尾　リサ
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２９号
福岡県久留米市櫛原町15番地　櫛原ビル601号
破産者　ＤＵＣＫ・ＴＡＩＬこと　古賀　裕章
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１５６号
北海道伊達市末永町12番地41
破産者　松居　繁雄
１　決定年月日　平成24年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1296番地２
破産者　杉木　敬夫
１　決定年月日　平成24年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１６７号
福井県鯖江市下司町第８号４番地
破産者　黒田　　巧
１　決定年月日　平成24年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
福井県越前市横市町第24号14番地の３
破産者　山田　孝義
１　決定年月日　平成24年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７２号
福井県あわら市井江葭第25号９番地10　シャンテ芦原201号、従前の住所福井県あわら市金津町坂ノ下１丁目402番地　雇用促進住宅第２棟502号
破産者　菅野　弘幸
１　決定年月日　平成24年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
福井県坂井市丸岡町今福第13号19番地　サンフローラ202号
破産者　[redacted]川　孝幸
１　決定年月日　平成24年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
福井県坂井市春江町いちい野514番地、旧住所福井県坂井市丸岡町里丸岡３丁目７番地
破産者　児島　弘泰
１　決定年月日　平成24年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係